

## 上ノ国町総合計画策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上ノ国町附属機関に関する条例（昭和43年上ノ国町条例第15号）第2条の規定に基づき、上ノ国町総合計画策定審議会の設置および運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査および審議を行なうため、上ノ国町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員60名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町行政委員会の委員
- (2) 国又は道の行政機関の職員
- (3) 町内の公共的団体等の役員および職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 一般公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を設け、会長の指名する委員をもつて組織する。

- (1) 産業振興部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 保健福祉部会
- (4) 教育・文化部会
- (5) 行政・ネットワーク部会

2 部会は、会長から付託された専門事項について審議答申する。

3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

- 4 各部会に正副部会長各々1名を置き、それぞれの部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出、または説明を求めることができる  
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表

- 1 産業振興部会  
農業、林業、畜産、漁業、工鉱業、商業、観光、雇用、労働、温泉、新エネルギー、その他
- 2 生活環境部会  
道路、河川、漁港、交通通信、交通安全、防犯、防災・消防・救急、国土保全、住宅、上下水道、環境衛生、その他
- 3 保健福祉部会  
福祉、医療、介護保険、高齢者、障害者、子育て、保健、国民年金、国民健康保険、その他
- 4 教育・文化部会  
学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション、青少年健全育成、女性活動、国際交流、その他
- 5 行政・ネットワーク部会  
行政、財政、広域行政、広報広聴、まちづくり活動、地域間交流、ネットワーク、コミュニティ活動、その他

## 上ノ国町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次上ノ国町総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、上ノ国町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画の原案の策定に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の策定に係る総合的な調整に関すること。
- (3) その他総合計画策定に関し、必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 策定委員会の組織は、別表のとおりとする。

2 委員長は、副町長を、副委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出、または説明を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定委員会に補助機関として、上ノ国町総合計画策定審議会規則（昭和45年上ノ国町規則第5号）第7条に準じた作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、策定委員会の任務を遂行するため、必要な資料の収集・整理及び計画立案の検討作業を行い、その結果を委員長に報告する。

(部会の構成員)

第6条 部会の構成員は、主幹及び主査の職にある者をもって充て、委員長が指名する。

2 各部会に正副部会長及び書記を各々1名を置き、それぞれの部会に属する構成員のうちから互選する。ただし、部会長は、主幹の職にある者とする。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 書記は、部会において会議の記録を行う。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、基本構想が議決されたときにその効力を失う。

## 第5次上ノ国町総合計画策定審議会委員名簿

(◎団体・職名は委員委嘱日現在のものです。)

部会区分	団体・職名	氏名	備考
1. 産業振興部会	上ノ国町農業委員会会長	大口 勇	部会長
	上ノ国町商工会会長	小林 恭平	副部会長
	ひやま漁業協同組合組合長理事	市山 亮悦	会長
	新函館農業協同組合上ノ国支店野菜部会長	伊倉 正幸	
	新函館農業協同組合上ノ国支店サヤエンドウ副部会長	石沢 茂	
	上ノ国町観光協会会長	岩田 良子	
	ひやま漁業協同組合上ノ国支所(南区漁区長)	小田 勝弘	
	檜山南部森林組合代表理事組合長	片石 正一	
	ひやま漁業協同組合上ノ国支所(北区漁区長)	久末 巧	
	新函館農業協同組合上ノ国支店水稻生産振興会会長	山下 敏雄	
	計	10名	
2. 生活環境部会	上ノ国建設協会副会長	小林 誠	部会長
	上ノ国町婦人防火クラブ会長	品田 俊子	副部会長
	上ノ国町地域子供会育成連絡協議会副会長	木村 清美	
	上ノ国町交通安全指導員会会長	斉藤 雅夫	
	上ノ国町商工会婦人部長	笹浪 和子	
	上ノ国町土地改良区理事長	刀禰 勝彦	
	一般公募者	中井 廣隆	
	早川地区生涯学習推進会議議長	中村 政人	
	上ノ国町消防団副団長	福田 博継	
	日本赤十字奉仕団代表	山崎 洋子	
	計	10名	
3. 保健福祉部会	民生委員協議会会長	久末 長男	部会長
	上ノ国町食生活改善協議会会長代行	成澤 静子	副部会長
	特別養護老人ホームかみのくに荘長	大島 司	
	上ノ国町いきいき長寿推進委員会会長	経田 剛	
	身障協会上ノ国町分会会長	沢谷 昭市	
	上ノ国町母子会会長	渋谷 正子	
	上ノ国町社会福祉協議会会長	鈴木 策蔵	
	上ノ国町体育協会副会長	高橋 廣	
	健康推進委員会会長	若狭 エス	
	計	9名	
4. 教育・文化部会	上ノ国地区生涯学習推進会議議長	松谷富士明	部会長
	上ノ国町女性団体連絡協議会会長	古館 丸子	副部会長
	上ノ国町文化財保護委員会会長	奥野 良廣	
	上ノ国町校長会会長	川島 富樹	
	上ノ国町社会教育委員長	久末 久義	
	上ノ国町教育委員会教育委員長	三国 新平	
	上ノ国町体育指導委員長	宮崎 信裕	
	上ノ国町連合PTA会長	八十科 剛	
	湯ノ岱地区生涯学習推進会議議長	山田 俊夫	
	計	9名	
5. 行政・ネットワーク部会	上ノ国町文化協会副会長	久末 千里	部会長
	滝沢地区生涯学習推進会議議長	山崎 重任	副部会長
	上ノ国町連合町内会会長	瀬戸 文雄	職務代理者
	火まつり実行委員会幹事長	岩田 靖	
	上ノ国町老人クラブ連合会副会長	金子 鶴雄	
	上ノ国町商工会青年部長	加賀 隆宏	
	上ノ国町高齢者事業団会長	坂本 重治	
	江差信用金庫上ノ国支店長	中森 滋	
	河北地区生涯学習推進会議議長	原 真志雄	
		計	9名
合計	47名	(男)	39名
		(女)	8名

◎途中で退任された委員

氏名	団体・職名	退任年月日
安田 恵佐男	上ノ国町建設協会会長	平成21年3月

## 上ノ国町総合計画策定委員会

(職名：平成21年4月1日現在)

職名等	氏名	職名等	氏名
副町長	宮津光則	教育委員会事務局長	渡部孝之
教育長	金子廣	教育委員会事務局参事	八木橋 彰
政策室長	疋田英夫	上ノ国消防署長	笠谷裕美
総務課長	高見博	産業振興部会長	品田明彦
施設課長	北島讓	産業振興副部会長	三国浩二
施設課参事	成田恭二	生活環境部会長	蠣崎 修
水道課長	岩谷孝志	生活環境副部会長	木村朝子
住民課長	佐藤博	保健福祉部会長	岡 睦子
住民課参事	佐藤栄治	保健福祉部会副部会長	片石 明
徴収対策室長	笹浪和則	教育・文化部会長	小林 真
産業課長	太田昭仁	教育・文化副部会長	古川尚樹
産業課参事	伊勢昭彦	行政・ネットワーク部会長	岩井 優
出納室長	北村克夫	行政・ネットワーク副部会長	鈴木真紀子
選挙管理委員会書記長	太田垣 茂		

## 上ノ国町総合計画策定委員会作業部会名簿

(職名：平成21年4月1日現在)

部会区分	所属課(職名)	氏名	備考
1. 産業振興部会	産業課水産商工グループ主幹	品田 明彦	部会長
	産業課農業林業グループ主幹	三国 浩二	副部会長
	住民課主査	吉田 弥生	書記
	住民課戸籍住民グループ主幹	上野 敦也	
	施設課主査	杉野 秀規	
	住民課主査	野坂 浩二	
	産業課主査	新谷 孝志	
	産業課主査	平井 茂樹	
	施設課主査	木村 将	
	出納室主査	角花 邦彦	
2. 生活環境部会	水道課主幹	蠣崎 修	部会長
	総務課総務グループ主幹	木村 朝子	副部会長
	施設課主査	濱塚 弘行	書記
	施設課主査	佐藤 淳也	
	施設課主査	飛鳥 仁	
	住民課主査	笹浪 恭子	
	施設課主査	佐藤 正男	
	住民課主査	薄田 淳	
	水道課主査	竹内 宏	
	住民課主査	中村 龍子	
3. 保健福祉部会	住民課健康福祉グループ主幹	岡 睦子	部会長
	住民課税務保険グループ主幹	片石 明	副部会長
	住民課健康福祉グループ主幹	北島 葉子	
	住民課主査	金子 良子	
	住民課主査	森 良貴	
	住民課主査	疋田 典子	
	住民課主査	山田 哲也	
	住民課統括主査(上ノ国保育所)	渡部 香澄	
	総務課主査	杉野 匡	
4. 教育・文化部会	教育委員会生涯学習・文化財グループ主幹	小林 真	部会長
	教育委員会生涯学習・文化財グループ主幹	古川 尚樹	副部会長
	住民課主査	成田妃佐美	書記
	総務課主査	笠谷 将人	
	出納室主査	工藤 一仁	
	教育委員会事務局主査	斉藤 邦典	
	教育委員会事務局主査	柴野 貴史	
	教育委員会事務局主査	三国 直子	
	教育委員会事務局主査	淵田俊一郎	
	住民課統括主査(滝沢保育所)	石岡 寛子	
5. 行政・ネットワーク部会	施設課財産管理グループ主幹	岩井 優	部会長
	総務課財政グループ主幹	鈴木真紀子	副部会長
	総務課主査	菊地ひろみ	書記
	住民課徴収対策室主査	大坂 明彦	
	住民課主査	松谷美登里	
	住民課主査	中里 伸一	
	産業課主査	佐藤 誠	
	施設課主査	大坂 拓己	
	総務課主査	谷口 博文	
	住民課統括主査(河北保育所)	杉村 春栄	

上政策第902号  
平成21年2月13日

上ノ国町総合計画策定審議会会長 様

上ノ国町長 工 藤 昇

第5次上ノ国町総合計画の策定について（諮問）

第5次上ノ国町総合計画策定のため、同計画原案に対する貴審議会のご意見を賜りたく  
諮問いたします。

平成21年10月8日

上ノ国町長 工 藤 昇 様

第5次上ノ国町総合計画策定審議会  
会 長 市 山 亮 悦

## 第5次上ノ国町総合計画について（答申）

平成21年2月13日付け上政策第902号で貴殿から諮問のありました第5次上ノ国町総合計画について、当審議会は上ノ国町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、基本方針及び施策内容については適当であると議決したので、この旨答申します。

なお、審議過程において、各専門部会から次の意見が報告されましたので、それを付します。

## 記

## 1. 共通意見

- 文章表現や内容などについて、出来るだけ横文字カタカナを使わず、分かりやすい言葉に置き換えるとともに、説明を入れるなど工夫すること。
- 基本目標で「～推進します。」「～図ります。」などと表現されている文章の語尾を新しいまちづくりの目標であることから「～目指します。」と表現を統一させるよう検討すること。
- 成果指標については、施策の成果を評価するにふさわしい指標であるかどうか、再度検討すること。また、目標値が他団体と対比できるよう工夫すること。

## 2. 個別意見

## （産業振興部会）

- 農業・漁業、自然環境に重要な森林対策について、まちづくりの課題のなかにもあまり触れられていないが、今後検討していくことが必要である。
- 担い手の参入が見込まれず、このままの年齢層が予想されるため、高齢者でも可能な産業を支援することが必要である。（磯まわり・養殖等）
- 長期的な施策として藻場造成のため魚礁、産卵礁の設置は必要と考えるが、併せて種苗放流事業などを展開し、水揚額の増収を図ることも必要である。
- 道の駅での物産販売を活用した観光イベントを実施することが必要である。

## （保健福祉部会）

- 住民アンケートで多数を占めている健康・福祉を最重要政策として位置付けし各種施策を積極的に取り入れることが必要である。

- 今後、高齢化がますます進む状況にあって、待機者が増加している特別養護老人ホームの増設などの検討すること。
- 高齢者が交流できる場の確保や高齢者の移動手段としての福祉バスを増やすこと。
- 福祉バスの更新などにおいては、高齢者、障がい者が乗降しやすいように配慮すること。
- 核家族化など家庭環境に対する視点も含めて表現を検討すること。
- 共働きの増加による子育てや若者の働き先がないなどの問題として、経済的な影響もあるため、産業的ではなく福祉的な意味合いも含めた内容で検討すること。

(生活環境部会)

- 「路線バスなど」という表現を外し、「公共交通機関」だけで表現すること。
- 成果指標「自主防災組織数」の最終目標が少なすぎるため、再検討すること。
- 「協働の指針」の区分で「事業所」などの捉え方が分かりづらいので、表現を変更するなど工夫すること。
- 防災対策では避難路・避難場所の周知と併せて避難所などの施設整備を進める必要がある。
- 防災に関する情報提供の徹底と災害時の行動マニュアルが必要である。

(教育・文化部会)

- 歴史を有するまちとしてだけでなく、町内外に誇れる本当に歴史を体感できるまちづくりを目指す必要がある。
- 「次世代を担う人材育成の推進」の内容は、項目事項の社会教育・生涯学習の推進及び学校教育の充実に盛り込まれているものと思われるため、あえて項目を設けることを必要としない。ただし、「教育は、まちづくりの原点である」の言葉を生かし、基本目標に加えること。
- 「スポーツ大会の充実」という大会に限定するような表現ではなく、「町民スポーツ活動の充実」という表現に変更すること。
- 「歴史的風致地区」は言葉的に難しいため、旧笹浪家、八幡宮、上國寺を一体的に表すものであるならば、「歴史的遺産」という表現に変更すること。
- 「国際化、情報化や環境教育」という表現は今の時代に馴染まないもので、何にも対応できるよう「国際化など」という表現に変更すること。
- 「社会教育・生涯学習」の成果指標にある生涯学習出前講座開講数の目標値を達成するためにはPRを充実させる必要がある。
- 学校教育は「知・徳・体」を基本とするため、施策の目標及び施策の展開の「学校教育の充実」の内容に「学力の向上」という表現のあとに「豊かな心の育成」を加えること。また、「健全な児童生徒」という表現を「心身ともに健全な児童生徒」と変更すること。
- 「学校教育の推進」の成果指標にある支援員等設置人数の中間目標を2人から4人へ変更すること。

(行政・ネットワーク部会)

- 自分たちの地域は自分たちでつくとあるが、限界集落が増えてきている状況なので矛盾が生じないようにしていく必要がある。

## 第5次上ノ国町総合計画策定の作業と日程

時 期	作 業 フ ロ ー	作 業 内 容
平成20年 7月～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定の資料収集等</li> <li>●各種アンケート調査の実施・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他計画等の基礎資料の収集・分析</li> <li>●各種資料の作成</li> <li>●現行計画の達成状況調査の実施・評価取りまとめ</li> <li>●町民まちづくりアンケートの実施</li> <li>●団体アンケートの実施</li> <li>●職員提言調査の実施</li> <li>●各種アンケート等の集約と分析</li> </ul>
平成20年 11月～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定体制の確立 (庁内策定委員会発足)</li> <li>●基本方針の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回策定委員会開催（研修会）</li> <li>●第1回策定委員会作業部会開催（研修会）</li> <li>●第2回策定委員会開催</li> <li>●第1回作業部会長及び副部会長会議開催</li> </ul>
平成21年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本構想の素案づくり</li> <li>●策定審議会発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定委員会作業部会による作業開始</li> <li>●策定審議会委員の委嘱依頼</li> <li>●第3回策定委員会開催</li> <li>●第1回策定審議会開催（委嘱及び研修会等）</li> </ul>
平成21年 3月～4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本構想（原案）作成</li> <li>●基本構想の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本構想素案に基づき原案を作成</li> <li>●第4回策定委員会開催</li> <li>●第1回策定審議会専門部会開催</li> <li>●第2回策定審議会専門部会開催</li> </ul>
平成21年 5月～7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本計画の素案づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回策定審議会開催</li> <li>●第5回策定委員会開催</li> <li>●施策マネージメントシート調査の実施</li> <li>●第2回作業部会長及び副部会長会議開催</li> <li>●策定委員会作業部会による作業開始</li> </ul>
平成21年 8月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本計画（原案）作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回策定委員会開催</li> <li>●策定委員会作業部会及び各課ヒアリングの実施</li> <li>●基本計画素案に基づき原案を作成</li> <li>●第7回策定委員会開催</li> <li>●第3回策定審議会専門部会開催</li> <li>●第4回策定審議会専門部会開催</li> </ul>
平成21年 10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本構想・基本計画原案の最終調整・決定</li> <li>●第5次上ノ国町総合計画答申案審議、決定</li> <li>●第5次上ノ国町総合計画を答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回策定審議会開催（答申）</li> <li>●基本構想・基本計画の原案を踏まえ事業実施計画案を各課に実施</li> <li>●町内5地区で住民意見交換会開催</li> </ul>
平成21年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成21年第4回上ノ国町議会議定例会に議案提出</li> </ul>	